

# 令和5年度介護保険料のお知らせ

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、介護保険事業計画に基づき、3年間の負担割合等を勘案して基準額を算出し、所得に応じて設定されます。令和3年度から令和5年度までの介護保険料基準額は、年額74,400円で、この基準額を基に本人の所得状況および世帯員の課税状況により下表のとおり9段階に分かれます。個人ごとの介護保険料は、7月中旬に通知する予定です。

所得段階	所得段階の説明	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.3	22,400円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.5	37,200円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額×0.7	52,100円
第4段階	本人が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下（世帯には課税者あり）	基準額×0.9	66,900円
第5段階	本人が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超（世帯には課税者あり）	基準額	74,400円
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	89,200円
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	96,700円
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	111,600円
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額が320万円以上	基準額×1.7	126,400円

※保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。介護が必要になったときに誰もが安心してサービスが利用できるよう、保険料の納付にご協力をお願いいたします。

**【保険料の納付方法】** 特別徴収：年金より天引き  
 10月・12月・2月分の保険料は、7月中旬に通知する年間保険料額から仮算定保険料（4月・6月・8月分）を差し引いた残りの額を割り振って納めていただきます。  
 普通徴収：納付書（または口座振替）で納付

■問合せ 保健福祉課 ☎0778-47-8007

## 重度障がい者（児）医療費助成制度のお知らせ

町では、次の助成制度に該当する方が医療機関にかかった場合、医療費（保険適用分）等を助成しています。ただし、助成を受けるためには申請が必要です。

対象となる方	助成制度
<ul style="list-style-type: none"> <li>次のいずれかに該当する方</li> <li>・身体障害者手帳の交付を受け、1級、2級又は3級に該当する方</li> <li>・療育手帳の交付を受け、A1、A2、B1又はB2の一部の判定を受けた方</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級又は2級に該当し、自立支援医療受給者証の交付を受けた方</li> </ul>	南越前町重度障がい者（児）医療費助成 ※所得制限あり

＜医療費受給者証の更新＞  
 ・重度障がい者（児）医療費受給者証の更新は申請不要です。  
 ・所得や手帳等級などを審査した後、対象者の方には新しい受給者証を7月下旬に送付いたします。なお、現在お持ちの重度障がい者（児）医療費受給者証の有効期限は、7月31日です。

※所得が未申告の方や施設入所者の一部の方には、申請書等を送付する場合がございます。

■問合せ 町民税務課 ☎0778-47-8015